



かんちゃん



140号

平成29年9月15日

全国間税会総連合会
全間連会報

発行者
 全国間税会総連合会
 会長 大谷 信義
 事務局
 〒105-0003 東京都港区
 西新橋3-23-6 白川ビル3F
 TEL 03(3437)0201
 FAX 03(3437)0301
 URL <http://www.kanzeikai.jp>
 E-mail info@kanzeikai.jp
 印刷 株式会社 総北海

法人番号
(2700150004884)



しょうちゃん



佐賀インターナショナルバルーンフェスタ

主要目次

平成30年度 税制及び執行に関する要望書… 2～6	間税会だより……………10～12
平成28年度 租税滞納状況…………… 6～7	間税会組織の現状……………12～13
局連だより（福岡局間連）…………… 8～9	平成29年度 「消費税等に関するアンケート調査」 結果報告……………14～15
広報だより（南九州間連）…………… 9～10	全間連の動き……………16

消費税 活かすみんなの 間税会

① 社会保障・税一体改革の推進と 行財政構造の徹底した見直し

〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造等の徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

〔理 由〕

国の平成29年度一般会計当初予算は、一億総活躍社会の実現に向け、保育士及び介護人材等の処遇改善や給付型奨学金の創設などの取組みを確実に実行していくための予算として、総額で約97.5兆円と過去最高の規模になった。

その内容を見ると、租税及び印紙収入が前年度（約57.6兆円）とほぼ同額の約57.7兆円と見込まれている。

その一方、公債発行額も前年度（約34.4兆円）と同額の約34.4兆円（国債依存度は35.3%）と見込まれている結果、平成29年度末の公債残高見込額は約865兆円で、国民一人当たり約688万円にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

また、社会保障関係費は連年増加しており、平成29年度も持続可能な社会保障制度を構築する観点から、その伸びは抑制されたものの、前年度に比べ約0.5兆円増加し約32.5兆円の規模に達しており、今後、更に増加することが見込まれている。

このような増加する「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から成立した、いわゆる社会保障と税の一体改革関連法により消費税については、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられた。

また、国の消費税収は増収分を含めて社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されるとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化された。

そして、消費税10%への再引上げ及び軽減税率制度の導入については、アベノミクスを加速し、世界経済のリスクを回避するなどの観点から、その関係法案が平成28年11月18日に国会で成立し、その実施時期が平成29年4月1日から2年半再延期され、平成31年10月1日とされたところである。

私たち間税会は、消費税の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性等から見て、今後の消費税の引上げはやむを得ない措置であると受け止めているが、平成31年10月からの消費税10%への再引上げに当たっては、次に掲げる措置を併せて講ずることが必要である。

特に軽減税率制度は、事業者の事務負担を増加させるとともに、本来の低所得者対策にはならないなど様々な問題があることから、間税会として、従来から単一税率の維持を強く主張してきたところであり、仮に軽減税率制度を実施する場合には、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って、減収額に見合う安定的な恒久財源を確保するとともに、事業者の準備状況等を検証し、軽減税率制度が円滑に導入・運用されるよう必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

(1) 今後の消費税の引上げが国民各層に負担増を求めることになることに鑑み、政治面及び行財政全般にわ

たって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。

(2) 特に議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などについては、徹底した歳出削減等を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。

(3) 消費税の税率引上げに伴う低所得者の負担緩和措置は、税体系全体の中で、更には、社会保障制度全体の中で対処すること。

特に軽減税率制度は、事業者の事務負担を増加させるとともに、本来の低所得者対策にはならないなど様々な問題があることから、軽減税率制度ではなく、消費税の税率は単一税率を維持すること。

(4) 今後の消費税の引上げが「社会保障と税の一体改革」の観点から行われている中で、消費税10%への再引上げが再延期されたことを踏まえ、財政健全化及び社会保障の充実策のビジョンを明らかにすること。

(5) 消費税10%への再引上げ前に、社会保障の充実策を講じる場合には、安定した財源を確保し、財政健全化への影響を最小限に止めること。

(6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として創設された、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、引き続き、政府一丸となって監視・取締りを行うなど、違反行為に対し厳正に対処すること。

② 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

〔理 由〕

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(2) 単一税率の維持

〔要 旨〕

軽減税率導入による複数税率制度には様々な問題があることから、消費税の税率は、単一税率を維持すべきである。

〔理 由〕

消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率を維持すべきである。

イ 軽減税率導入による複数税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

〔補 足〕

平成28年度税制改正法（所得税法等の一部を改正す

る法律)による改正消費税法では、飲食料品に加え新聞も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判が出現しているところである。

ロ 飲食料品に対する軽減税率制度が低所得者対策として導入される措置であっても、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないこと。

また、減収額が膨らむため、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。

ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格設定し、区分経理する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、諸外国の例に習えば、取引関係書類に消費税額を明記する、いわゆる税額別記のインボイス制度が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

(3) 消費税率引上げの際の低所得者の負担緩和措置 〔要旨〕

消費税率10%への再引上げの際に問題となる低所得者に対する負担緩和措置については、様々な問題がある軽減税率制度の導入ではなく、所得税等において給付付き税額控除制度(還付制度)により対処すべきである。

(理 由)

消費税率引上げの際に問題となる低所得者に対する負担緩和措置については、一般的に「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度」があるが、軽減税率制度には、上述(2-(2))したように様々な問題があることから、諸外国に例のあるように、所得税等において給付付き税額控除制度(還付制度)で対処すべきである。

(4) 軽減税率の対象範囲の見直し 〔要旨〕

今後の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外することについて検討すべきである。

(理 由)

平成31年10月の消費税率10%への再引上げに併せて、低所得者に配慮する観点から、「飲食料品」と「新聞」を対象とする軽減税率制度を導入することとしているが、「新聞」を軽減税率の対象として残す場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外し、軽減税率の対象範囲を限定することについて検討すべきである。

イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。

ロ 「新聞」を軽減税率の対象とする場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。

ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。

ニ その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

(5) 軽減税率制度の導入に伴う安定的な恒久財源の確保 〔要旨〕

軽減税率制度を実施する場合の減収額については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って、国民の目に見える形で早期に十分な議論を行い、安定的な恒久財源を確保すべきである。

(理 由)

今後の消費税率の引上げは、「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることを踏まえると、軽減税率の導入により社会保障財源の確保や財政健全化が損なわれることがあってはならないことから、軽減税率による減収分は、国民の目に見える形で早期に十分な議論を行い、安定的な恒久財源を確保すべきである。

(6) 軽減税率制度の円滑な導入等に向けた慎重な検討 〔要旨〕

軽減税率制度の実施に当たっては、事業者の準備状況等を検証し、軽減税率制度が円滑に導入・運用されるよう必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

(理 由)

軽減税率制度の実施に当たっては、適用税率に応じた区分経理やシステム改修が必要となるなど、事業者の事務負担が増加することから、その準備状況等を十分に検証し必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

(7) 仕入税額控除

〔要旨〕

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(理 由)

平成28年11月18日に国会で成立した、いわゆる改正消費税法では、軽減税率制度の導入(31.10.1)後5年目(35.10.1)から、「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、軽減税率導入後の仕入税額控除の仕組みについては、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」ではなく、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(補 足)

平成35年10月1日から、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は我が国の社会経済構造には馴染まない制度であることから、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(8) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

〔要旨〕

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(理 由)

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6つの業種区分(卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業)ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

そのような中で複数税率が導入される場合には、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種について、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があるが、その場合、簡易課税制度

による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性がある。

したがって、軽減税率導入による複数税率制度の下でも、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(9) 任意の中間申告

〔要旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

〔理由〕

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度を年1回のみではなく、四半期又は毎月納付ができる制度に改組することが適当である。

(10) 中間申告制度の見直し

〔要旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

〔理由〕

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げることについて検討すべきである。

* 中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。

①年税額が48万円を超え400万円以下の場合 年1回

②年税額が400万円を超え4,800万円以下の場合 年3回

③年税額が4,800万円を超える場合 年11回

(注) 地方消費税額を除く。

(11) 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税制度の抜本的な見直し

〔要旨〕

観光先進国実現の観点と、現状の免税制度の持つ課題解決の観点から、外国人旅行者及び免税店双方にとって、より利便性の高い制度を構築するため、輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税制度(訪日外国人旅行者向けの免税制度)について、抜本的な見直しを行うべきである。

〔理由〕

(1) 制度運用の電子化により書面を撤廃する。

購入記録票の作成に関して、購入記録票を紙で出力しパスポートに貼付する現行制度では、パスポートが分厚くなり、破損するトラブルも発生し、また、割印でパスポートが汚れるなどの問題が発生していることから、電磁的にデータを保管し税関で確認する方式を導入すべきである。

(2) 最低購入金額の判定において、現行の制度に加え、消耗品と同じ運用を前提として、一般物品と消耗品を合算することを認める。

現行制度では、一般物品と消耗品について、それぞれ最低購入金額(5千円以上)を定めている。その制度に加え、一般物品と消耗品の両方を販売する場合、両商品を袋詰めする等の消耗品の制度運用に従うことを前提に、一般物品と消耗品を合算することを認めることで、購入者・免税店双方にとって、より分かり易い制度とすべきである。

(3) 免税制度の認知度向上に向けた告知・啓発活動を強

化する。

免税制度の内容を訪日外国人旅行者に向けて分かり易く啓発し、広く国内外に告知するとともに、免税店に対しても制度の認知向上と正しい税務手続について周知・徹底すべきである。

(4) 制度利用者の判定基準を明確にする。

制度利用者の判定は、旅行者のパスポート等に証印された入国情報から「外国為替及び外国貿易法」に従って判断がなされるが、その判断が非常に難しい。特に、日本の永住権を取得した外国人で海外に居住している者、アメリカ合衆国軍隊関係者、航空会社乗務員、海外駐在の日本人においては入国方法や入国審査が通常の旅行者とは異なることもあり、免税店での判断をより難しいものとしていることから、非居住者の判定基準を明確にすべきである。

(5) 免税店許可の更新制を導入する。

免税店許可に有効期限(3～5年)を設けるとともに、更新に当たっては一定の講習を義務付けることについて検討すべきである。

(6) 免税店申請手続の簡素化を図る。

免税店の許可申請を簡素化することを目的に、申請単位(現行は店舗単位)の簡素化(法人単位での免税店許可、定期的な対象店舗数の申告義務の付与)について検討すべきである。

3 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

〔要旨〕

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

〔理由〕

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整(引下げ)が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き検討すべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

〔要旨〕

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

〔理由〕

・石油ガス税の廃止

自動車燃料用のLPガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。

・自動車重量税の免税措置

天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LPガス自動車には免税措置がない。

その他、法人税、固定資産税、自動車取得税、自動車税における課税のアンバランスも解消すべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

〔要旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等

を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(理 由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、廃止を含めた抜本的な見直しをする必要がある。

(補 足)

社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、印紙税の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、是非、見直しを行うべきである。

4 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

〔要 旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実、引き続き、努められたい。

特に、平成31年10月1日からの軽減税率制度の実施を控え、相談窓口などを充実させるべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官（消費税実務指導専門官等）を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、平成31年10月1日からの軽減税率制度の実施を控え、適用税率や区分経理などに関する相談が増加することから、相談窓口などの充実を図るべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

〔要 旨〕

平成31年10月1日からの軽減税率制度の実施を控え、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないよう、軽減税率制度に関する広報・周知や、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(理 由)

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まってくる。したがって、軽減税率制度の広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例等に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 広 報

〔要 旨〕

消費税について、より深い理解を得るための広報をさらに行うべきである。

(理 由)

消費税について、制度の内容を広く周知することももちろん必要であるが、国・地方公共団体の財政に占める

消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）等について、さらに周知を図るべきである。

全国間税会総連合会も、世界の消費税（付加価値税）の実施国や消費税の使途等を示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続きその広報に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育

〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理 由)

全国間税会総連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校等で配布したり、「税の標語」募集事業を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実を図られるよう、文部科学省等とも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協の平成27年10月26日に開催された総会において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされたことを踏まえ、租税教育の取組については、関係省庁と民間団体等との一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理

〔要 旨〕

消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理 由)

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることや、消費税率の引上げにより滞納増加が懸念されることから、全国間税会総連合会では従来にも増して「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、執行当局においても、これまで以上に、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

(6) e-Tax

〔要 旨〕

e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

(理 由)

石油ガス税の課税場所は、全国で約2,700場に達するが、そのほとんどは中小規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

5 マイナンバー制度

〔要 旨〕

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、周知活動等に努めるべきである。
(理由)

平成28年1月から利用が開始された、いわゆるマイナ

ンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

平成29年度以降の最重点施策を決定!!

平成31年10月からの消費税率の10%への再引上げと軽減税率制度の導入を控え、消費税の会である間税会としては、更なる会活動の活性化により、財政基盤の強化を図る絶好の機会であることを踏まえ、平成29年度以降の最重点施策を平成29年7月27日開催の常任理事会で決定。



○消費税完納運動の更なる推進

- ・これまでの消費税完納運動の各種施策を検証し、実効性のある取組みをより積極的に実施する。
- ・全間連が作成した「消費税期限内納付に関するチラシ」も活用する。

○消費税の啓発活動等の拡充

- ・クリアファイル等の配布活動及びDVD版による研修会や租税教室の開催、「税の標語」の募集活動等を更に強力に推進する。
- ・軽減税率制度に関する研修会の開催に当たっては、国税当局と十分に協議を行うとともに、会員以外の方々にも声掛けして実施する。

○会員増強による組織拡大等

- ・**数値目標の設定** 平成29年度からの3年間において、毎年、少なくとも2%ずつの会員の純増を図り、3年間で10%の純増を図る。
- ・各局間連及び傘下間税会では、会員増強に関する具体的な数値目標を必ず策定し、計画的な取組みを行う。
- ・会長が交代した場合には、新会長において会員増強に関する方針を定める。
- ・消費税の実質負担者である消費者も会員の加入勧奨の対象とする。

平成28年度

租税滞納状況 消費税の滞納残高 17年連続で減少

全間連は、「預かり金的性格」を持つ消費税の滞納発生を憂い、従来から「消費税完納運動」を推進してきているところです。

消費税の滞納状況を含む平成28年度の租税滞納状況が、去る8月に国税庁から発表されました。

これによりますと、平成28年度の消費税の新規発生滞納額は3,758億円で、前年度の4,396億円に対し85.5%と14.5ポイント減少し、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、平成28年度末で、3,100億円となり、前年度末対比92.8%と、7.2ポイント減少しました。

これで、消費税の滞納残高は、17年連続で減少したことになります。

国税庁発表による平成28年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

平成28年度租税滞納状況について

- | | | |
|---|------------|----------------------|
| 1 | 新規発生滞納額 | …6,221億円（前年度比9.5%減少） |
| 2 | 整理済額 | …7,024億円（前年度比9.3%減少） |
| 3 | 滞納整理中のものの額 | …8,971億円（前年度比8.2%減少） |

1 新規発生滞納額の状況

平成28年度においては、これまでに引き続き、期限内収納の実現を図るための期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた結果、平成28年度の新規発生滞納額は、6,221億円と前年度（6,871億円）より650億円減少（9.5%減）しました。

このうち、消費税については、3,758億円で、前年度（4,396億円）より638億円（14.5%）の減少となっています。

新規発生滞納額は、過去最も多かった平成4年度（1兆8,903億円）の32.9%と、引き続き低水準となっています。

2 滞納発生割合の状況

平成28年度の滞納発生割合（新規発生滞納額6,221億円/徴収決定済額（57兆6,516億円））は、1.1%になりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、13年連続で2%を下回り、国税庁発足以来、最も低い割合となっています。

(注) 徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

3 整理済額の状況

納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向

けて、消費税滞納を含む滞納事務を確実に処理することに重点を置いて、滞納の整理促進に努めた結果、平成28年度の整理済額は、7,024億円となりました。

(平成27年度(7,744億円)より719億円(9.3%)減少)

整理済額(7,024億円)は、新規発生滞納額(6,221億円)を803億円上回りました。

4 滞納整理中のものの額の状況

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成28年度末における滞納整理中のものの額は、8,971億円となりました。

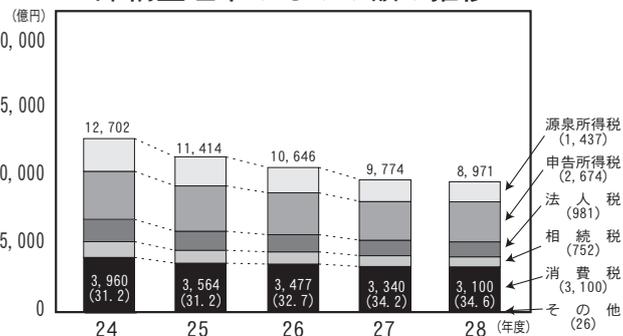
(平成27年度(9,774億円)より803億円(8.2%)減少)

滞納整理中のものの額は、平成11年度以降、18年連続で減少し、ピーク時(平成10年度、2兆8,149億円)の31.9%になりました。

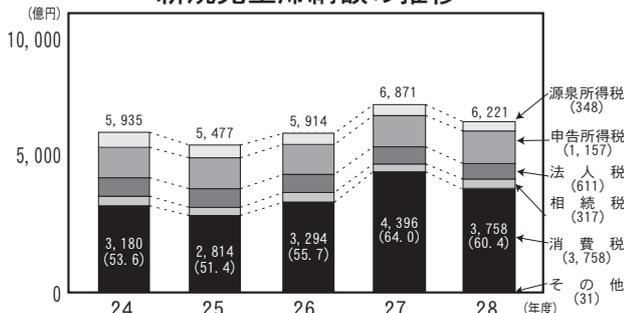
全税目の滞納状況 単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
24	5,935	97.7	6,850	102.9	12,702	93.3
25	5,477	92.3	6,765	98.7	11,414	89.9
26	5,914	108.0	6,681	98.8	10,646	93.3
27	6,871	116.2	7,744	115.9	9,774	91.8
28	6,221	90.5	7,024	90.7	8,971	91.8

滞納整理中のものの額の推移



新規発生滞納額の推移

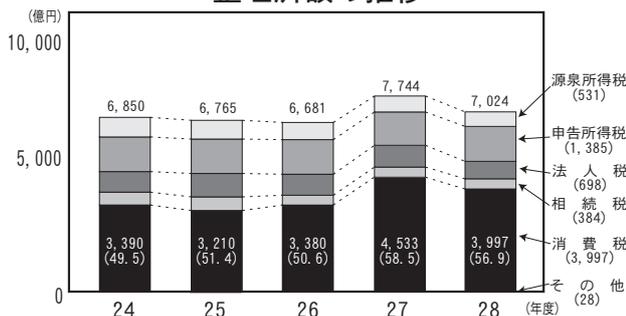


(注) 消費税の()内は、全税目中に占める消費税の割合である。(以下の図も同じ)

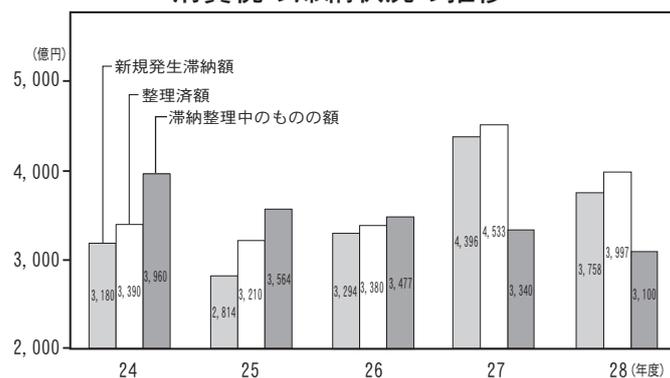
消費税の滞納状況 単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
24	3,180	98.8	3,390	102.5	3,960	95.0
25	2,814	88.5	3,210	94.7	3,564	90.0
26	3,294	117.1	3,380	105.3	3,477	97.6
27	4,396	133.4	4,533	134.1	3,340	96.0
28	3,758	85.5	3,997	88.2	3,100	92.8

整理済額の推移



消費税の滞納状況の推移



始めよう! 月々2,900円
からの安心生活!



全日警のホームセキュリティ

HAPPY GUARD
ハッピーガード

お見積りは、無料! お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は www.zennikkei.co.jp/hs/ ☎ 0120-87-7575



福岡国税局間税会連合会
会長
中野 文治

福岡局間連は、消費税導入後、平成5年5月に1署1間税会（31間税会）体制を達成してから、今日まで間税会発展のために諸施策を企画、立案、実施して、会務運営の充実強化に努めてきたところであるが、間税会の存在感を高めるため、また、事業活動の活性化のために、会員数1万名超を目標に組織の拡充強化に取り組んでいるところである。

1 組織状況

(1) 会員数

当局間連の最大会員数は平成12年3月末の13,572名で、その後減少が続き直近5年間は横パイ状態となっている。そこで会員増強のため、数値目標の設定及びその方法・手段の共有、並びに組織増強功労表彰の充実を図ることとしている。

会員数の推移 (単位・名)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
会員数	9,187	9,511	9,328	9,077	9,165
前年度対比	△ 27	324	△ 183	△ 251	88

(2) 青年部・女性部の結成状況

青年部・女性部は、間税会の会務運営に当たって重要な組織と認識しており、研修会やチャリティ等、その活発な活動の成果は、本会の会務運営に大きく影響している。

青年部・女性部の結成状況
(結成22間税会・745人)

間税会数	結成区分	青年部員	女性部員
5	青年部	151	
	女性部		197
8	青年女性部	170	40
9	青年部	182	5
22	計	503	242

(3) 事務局の設置状況

間税会活動の活性化・効率化のためには、①役員の間税会に対する理解と同時に、②事務局の充実（独立の事務局、専任の職員等）が大きく影響する。当局間連では、独立の事務局、専任の職員を持っている単位間税会は皆無なので、会務のための事務処理に円滑さを欠くくらいがあった。そこで、平成7年に「事務局のための間税会事務のしおり」を作成、単位間税会に配付した。そして毎年追録を配付し加除整理を行っている。

事務局の設置状況

設置場所	単会数	設置場所	単会数
法人会事務所	11	小売酒販組合	1
税理士事務所	6	間税会・会長	3
商工会議所	4	副会長	1
家具工業組合	1	他の役員	3
中小企業団体	1	計	31

2 活動状況

(1) 会議等開催状況

会議の効率化・省力化を図りながら、次のように会議を開催し、当局間連及び単位間税会に共通する会務について、意見交換・協議を行っている。

会議の種類と開催状況

会議名	開催月	摘要
正副会長・委員会委員合同会議 (16名)	2月上旬	注1. 2
	5月上旬	
	8月上旬	
理事会 (39名)	2月上旬	注2
	5月上旬	
	8月上旬	
総会 (約150名)	6月上旬	
事務長会議 (31名)	8月下旬	
ブロック間税会連絡協議会 (6ブロック)	9月中旬～ 10月下旬	(2)を参照

(注1) 委員会組織は、総務・会務運営・税制の3委員会である。

(注2) 2月・8月の会議は、全間連の常任理事会を踏まえて、開催している。

(2) ブロック間税会連絡協議会の概要

① 設置理由

当局間連は、県連組織を設けなくて、これに代わる具体的・効果的な組織として、平成5年にブロック間税会連絡協議会を設置して、毎年開催している。税務当局の出席を得、議題に応じた支援・指導を受けている。

ブロック編成	福岡県				佐賀県	長崎県	計
	福岡	北九州	筑豊	筑後	佐賀	長崎	
間税会	7	5	3	5	5	6	31
参加者	各間税会とも、会長・副会長・事務局のほか役員を含め3～5名						

② 会議のポイント

イ 間税会の抱えている問題点・あい路・改善すべき事項等を情報交換し検討協議している。

ロ 間税会の連絡協調や、各間税会の運営に資することとしている。

(3) 間税会ニュースの発行

15年前から、それまでの会報の発行に代えて、間税会ニュースを年3回発行している。間税会ニュースは①局連・単位間税会・会員をつなぐパイプ役としてばかりでなく、②消費税をはじめとする間接諸税についての最新情報誌としての役割を持たせつつ、③会員相互の意思の疎通を図る場となるよう努めているところである。

(4) ホームページの充実

平成24年9月、今後のインターネットの重要性に鑑み、当局間連のホームページを開設。団体紹介、活動報告、新着情報、間税会ニュースの案内、関連サイト等、多項目の内容となっている。特に最新の情報を簡単な操作で提供することに配慮し、トップページにバナー

を設けている。ちなみに、平成28年度1年間で25,000件のアクセスをいただいている。なお、単位間税会も順次開設を進めている。

(5) 「世界の消費税」クリアファイルの配付

「世界の消費税」クリアファイルは、街頭広報、税の標語参加中学校等への配布、税務関係団体、及び間税会役員会社等のPR促進材として活用されており、間税会の活動の中でも大きなファクターとなっているので今後とも配付部数の拡大を図りたいと考えている。

区分	27年度	28年度	29年度
配付部数	57,000	72,500	73,500
前年比	3,200	15,500	1,000

(6) 「税の標語」募集

税の標語の応募数は毎年増加しているものの、応募があるのは12単位間税会程度であり、かつ一般応募、会員応募が少ないなど、今後とも力を入れていく必要がある。

区分	26年度	27年度	28年度
応募数	5,624点	8,240点	8,924点
応募単会数	13	11	12
前年比	2,233	2,616	684

(7) 消費税アンケート調査

消費税アンケート調査は、税制改正等の提言活動の基礎となるものであり、非常に重要な取り組みであるが今一步の感があり、回収率の向上に努めたいと考えている

区分	27年4月	28年4月	29年4月
回収率	52.3%	49.4%	75.8%

(8) 「税を考える週間」行事の充実

各単位間税会は他の税務関係団体との協調と創意工夫を図りながら、研修会、講演会、税のコンサート、チャリティ行事等積極的な広報活動に取り組んでいる。なお昨年は11月15日当局間連主催で「消費税免税店研修会」を開催した。

広報だより

南九州間税会連合会 広報委員長 池部 正紀

☆☆☆南九州～大分県間税会連合会～☆☆☆

南九州間税会連合会は熊本・大分・宮崎・鹿児島の4県で構成されており、それぞれに特色のある活動を展開しています。今回は大分県の2つの単位会をご紹介します。

■臼杵間税会

会長 小野健介

当臼杵間税会は大分県東南部に広がる豊後水道に面する臼杵税務署管轄の臼杵市、津久見市在住の企業、個人事業者で構成されております(会員数現在90社)。九州と四国の間に横たわる豊後水道は豊かな海の幸に恵まれた天然の漁場であり、新鮮な地魚が毎日水揚げされ、それを目当てに季節を通じて当地を訪れる観光客も多く、殊に臼杵はフグ、津久見はマグロを名産にしています。

又、臼杵市は大分県内に四つある国宝のひとつである「臼杵石仏(磨崖仏)」を有しております。今から約900年前、平安時代末期に造営されたその石仏群は、おだやかなそのお顔で、見る人に癒しと安らかな気持ちを与えてくれます。そして一年を通して地域の様々な祭り、イベント、法要、供養が催され地元の人達に親しまれております。

当会では常に自主申告納税の推進に努め、正しい記帳、期限内の適正申告、或いは国税電子申告(イータックス)の推進等を会員相互に励行しており、平成26年には、当時の臼杵税務署、林署長様を招へいし、消費税の期限内完納宣言式を実施しました。

又、両市の中学生、高校生を対象に「税の



本年の総会

標語」コンクールを隔年で実施しており、平成26年度は応募者数777名、作品数1,270点、平成28年度は応募者数942名、作品数1,492点と近年増えてきており、地域の租税教育の一翼を担っております。

本年の総会(平成29年度)では、臼杵税務署の津島調査部門統括官様を講師に迎え、平成31年10月より実施される消費税率引上げと、同時にスタートする軽減税率制度について税制セミナーを開催致しました。これからも当会は「地域に開かれた明るい間税会」を目指して参る所存です。

■中津間税会

大分県中津市は南九間連では最北端に位置し、福岡県と隣接しています。古くから城下町として栄え、近代日本の礎を築いた偉人、福澤諭吉先生の故郷です。市内には中津城や福澤旧邸など歴史を色濃く感じさせる町並みが残っています。

「学問のすゝめ」より

「政府は法令を設けて悪人を制し善人を保護す。これ即ち政府の商売なり。この商売をなすには莫大な費えなれども、政府に米もなく金もなきゆえ、百姓町人より年貢運上を出して政府の勝手方を賜わんと、双方一致の上、相談を取纏めたり。これ即ち政府と人民の約束なり。」



資料提供: 福澤諭吉旧邸・福澤諭吉記念館

先生は、当時の人口3千数百万に対し340万部発行という大ベストセラーとなった「学問のすゝめ」のなかで、税についてとても判りやすく説明されています。

中津間税会は青年部活動が非常に活発なことで知られ、県連や局連の境いを越えての会員交流や研修などに努めてきました。本年6月には南九間連総会におい

て、南九間連の青年部長を中津より出ささせていただくこととなり（山本昌伸部長）、重要な役割を担うことになりました。いままで培ったその輪をさらに広げべく、近々、南九間連青年部と都内の間税会との意見交換ならびに国税庁訪問・見学を計画しております。

また、近年では女性部も育成に力を注いでおり、税に関するアンケートに主婦の視点で答える女性モニター会を実施するなど、各々、税の知識と会への理解

を深めているところです。

なお、親会では昨年5月に池部会長が大分県連の会長に就任し、同9月には全間連よりモデル会に指定されました。これらを機に、従来の活動に加え、会員の声やアイデアを反映した新たなチャレンジを心がけ、間税会の意義をより一層高めていきたいと思っております。

広報担当

間 税 会 だ よ り

組織増強への取り組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に力を入れてきているところですが、12～13頁に掲載しましたように、平成29年4月1日現在の会員数（組織形態の異なる大阪局間連を除きます。）は、91,214名となり、前年同期の89,031名に比べて2,183名の増加となりました。

このような趨勢の中、会員増強に精力的に取り組まれ、大幅な会員増に結び付けた間税会があります。

今回の間税会だよりでは、平成28年度中に大幅な会員増を行った会の中から、5間税会について、会員増強への取り組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

所沢間税会

関東信越間連

1 組織状況等

区分 (名)	25年	26年	27年	28年	29年	増加会員数
	760	800	820	820	1,100	280

2 組織拡大への取り組み方

所沢間税会は、平成28年全国大会にて当会の小坂雅彦氏が全間連青年部長に選出されました。本当に名誉あることでございます。

全間連青年部長に選出されたことを契機に、会員増強を図らなければと考え、所沢間税会が一丸となって、180名増強、会員数1,000名を目標として頑張ったところ、埼玉県間連 田辺實総務委員長に集めて頂いた、ゴールド会員100名も今年度登録いたしましたので、合計1,100名となりました。280名の増強です。

お陰様で、当会は埼玉県で第3位になりました。

今後も引き続き会員増強に励んでまいります。

3 従来から実施している主な事業活動等



113回所沢間税会理事会

平成3年、間税会が設立されてすぐに、当会はモデル会の指定を受け、管内には4市がありますので、各市に支部を創設いたしました。

平成5年から飯能支部は支部総会を開催し、平成29年度で23回目となります。これは、当時飯能支部事務局でありました矢島巖氏（現飯能商工会議所会頭）のご尽力によるものです。

平成27年 所沢税務署梶田美佐子副署長が調べたところ、全国の間税会支部で総会を開催しているところは、飯能支部だけであることがわかりました。

毎年、所沢税務署署長以下幹部の方々のご臨席を賜っており、会員の皆様も喜んで参加しております。

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

間税会に入会してなにかメリットがあるのか、よく質問を受けます。

本当に間税会に入会してよかったと言われるように、今年度から会員の親睦ゴルフ会、研修旅行（日帰り）を企画いたしました。

所沢間税会 会長 五十嵐智勇

越谷間税会

関東信越間連

1 組織状況等

区分 (名)	25年	26年	27年	28年	29年	増加会員数
	1,132	1,103	1,123	1,080	1,193	113

2 組織拡大への取り組み方

越谷間税会は、越谷税務署管内の越谷市、三郷市、吉川市、松伏町、八潮市の四市一町から構成されております。平成16年の400名規模当時、組織の充実を図るため組織を改め、越谷市を北、中、南の3支部に、三郷支部、吉川市と松伏町合わせ1支部、そして八潮支部の地域別6支部と金融部、女性部、青年部の併せて9支部体制に

再構築致しました。そして各支部に副会長を支部長兼任で配置し、また、その各支部の傘下に事業企画、財務、広報、組織の各担当を置き副支部長兼任の理事も設置し、総勢40数名の執行部を再構築しました。さらに、各委員会を別に構成し4名の副会長が委員長に就任し各委員会を取りまとめております。当間税会は、この組織を機能させ毎年増強を重ねて参りました。また、金融部会を機能させ各金融機関の協力も募っております。そして平成21年にはファミリー会員制度を作り正会員の家族、社員等を加えることのできる制度を確立致しました。

また、会員の所属している他の各団体の非会員名簿を作成し、日頃から会員に増強に対しての啓発努力を致しております。今後は、税理士会等への働き掛けにも取り組んで参りたいと考えております。また、増えることも重要であります。維持していくことの大切さも実感しておりますので、会員同士の懇親を深める企画等にも努めてまいります。

3 従来から実施している主な事業活動

- 「越谷間税会通信」の発行(担当:会報委員会)
- ・全国間税会総連合会通常総会、当会の賀詞交歓会、新春講演会、通常総会、各研修会等の紹介
- ・各支部が担当作成する地元紹介等
- 「税を知らう」研修旅行の開催(担当:事業企画委員会、女性部、青年部)
- ・東京中央卸売市場の見学、台東区上野「寛永寺」
- ・軍艦三笠と防衛大学校の見学、カップヌードルミュージアム
- ・国立の施設「昭和館」、生命の森リゾート(旧スイス大使館を移築した建物)
- ・国立環境研究所、「春風万里荘」「茶室-夢想庵」見学
- 「税のそこが知りたい」研修会の開催(担当:女性部、事業企画委員会)
- ・介護と防災をテーマにした研修(ロボット事業推進室、経済産業省の視察、臨海広域防災公園)
- ・市ヶ谷の防衛省、「市ヶ谷記念館」を見学
- 各支部単位の「支部研修会」の開催(担当:各支部事業企画委員)
- 東京局間連青年部・女性部合同講演会への参加(担当:女性部、青年部)
- 「税の標語」募集(担当:事業企画委員会)
- 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル配布事業(担当:事業企画委員会)

以上のような事業を例年実施しております。

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

税制改正関連法の成立を受け平成31年10月から実施される軽減税率制度の導入には、対象の明確化や、インボイス制度などの問題点が予想される為、今後は、これらが実施された場合に納税者が適切に対処出来るよう、広報に努めるとともに、研修会等を各支部単位で開催できるよう努力していきたく思います。また、研修会後には懇親を兼ねた意見交換会等も併せて行っていきたく考えております。会員同士のつながりの強化が会活性化には不可欠と考えますので、各支部そして女性部、青年部等のリクレーションを兼ねた研修会にも力をいれていきたく考えております。また、「税の標語」事業の拡大を意識し租税教育推進協議会への加入を機会に租税教

育への参加と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの増刷にもこれまで以上に力を注いでいきたく思います。

越谷間税会 会長 小暮進勇

宇都宮間税会

関東信越間連

1 組織状況等

区分 (名)	25年	26年	27年	28年	29年	増加会員数
	510	511	508	500	605	105

ここ5~6年の会員数は、500名をいったりきたりしていました。20~30名の入会があるものの同じく20~30名位の退会者があり増えたり減ったりが続いておりました。28年度は、19名の退会がありました。125名の入会があり605名となりました。その125名の入会の内ひとりの会員が67名の入会者を達成したことが大きな要因でした。

2 組織拡大への取り組み方

宇都宮間税会は平成28年の実績を踏まえ今年度は、会長の方針に則り若手の会員を中心として、会員増強プロジェクトチームを発足し純増100名を目標として会員拡大を行っています。会長・組織委員長もチームのメンバーです。他団体の青年部などにも積極的に声をかけ宇都宮間税会青年部主催の情報交換会や親会の研修会などにビジターでの参加をお願いし間税会の活動やメンバーを知ってもらえるようにして入会を勧めています。今年度のスタートも順調です。

3 主な事業活動

毎年8月に宇都宮間税会・女性部・青年部合同研修会を開催し、2月には新春税務研修会・賀詞交歓会を開催しています。税を考える週間行事として11月に「消費税完納宣言キャンペーン」を開催しています。主催は宇都宮間税会で会長をはじめ役員、担当の青年部、女性部、事業委員会、広報委員会が参加。共催として宇都宮税務署管内納税貯蓄組合の会長及び役員の方々が参加。宇都宮税務署からは、署長、副署長、法人1部門、管理運営、広報聴官などご参加いただき平成28年は30名を超える参加者で開催されました。ここ2年はイータ君も参加していただいています。内容としては、ダイレクト納付や納税証明書のオンライン請求などの資料を間税会クリアファイルに入れ配りながら「消費税の納税は期限内に」と商店街およびその周辺商店に声がけし協力をお願いしました。

「税の標語」については、募集は7月に市内の中学校に間税会のクリアファイルに入れた募集要項を配布。8月号の会報で一般会員に募集し9月に回収選考し11月の納税表彰式にて表彰しています。昨年の作品応募総数は2146作品でした

宇都宮間税会 会長 中島 理

津間税会

東海間連

1 組織状況等

区分 (名)	25年	26年	27年	28年	29年	増加会員数
	230	225	225	230	378	148

2 組織拡大への取り組み方



夏の会員交流会

ここ数年、会員数は230名前後と、会員の努力をもつてしてもなかなか増強を計れないで来ましたが、ここにおいて県間連の方針もあって準会員制度の導入を図ることとなり、役員が先頭に立って勧誘することとなりました。役員一人当たり10名を目標に努力を重ねた結果、148名の準会員を獲得することが出来ました。準会員は総会の議決権を有しないなど、一定の制限はあるものの、各種行事に参加して頂くことにより正会員への変更が期待されます。

3 主な事業活動

- イ) 毎年8月に行われる会員交流会は、懐かしのベンチャーズサウンドや地元バンドの演奏の中、ランチバイキングを楽しむ、最も盛り上がるイベントです。
 - ロ) 11月恒例の女性部研修会は車内でのビデオ研修はありますが、美所、美味、美酒を楽しむ会です。京都伏見の酒蔵見学とミシュラン三ツ星の料亭など、毎年工夫を凝らしています。
 - ハ) 2月は会報発行と研修会となります。研修会は前半の税務研修と後半のゲスト講師を迎えての研修です。
- 二) 「税の標語大募集」市内の小中学校10校以上を回って、会員の講師による租税教室を開催し、その場で税の標語作りを実践します。

津間税会 会長 川喜田 久



女性部研修旅行

松阪間税会

東海間連

1 組織状況等

区分	25年	26年	27年	28年	29年	増加会員数
(名)	501	501	501	515	791	276

2 組織拡大への取り組み方

- ①会長と共に役員自らの率先垂範
会長をはじめ役員みなさんが一丸となった行動力と実績 → 会員への伝播
- ②声掛けの素地づくり
例えば事業実施時に税務署広報よりマスコミへの通知を協力願い、取材してもらう
→知名度向上、存在感を高め、入会勧奨しやすくする
- ③準会員制度の拡充（※今回一番会員増強に効果があったのが、この準会員制度です。）
 - ・家族、社員、友人、知人など担税者を「準会員」として加入を認める
 - ・役員同士の友情と好意による部分が大きく、使命感を育むことが大切

3 従来から実施している主な事業活動等

- ・小中学校へクリアファイル10,000部配布の他、税の標語募集にも力を入れ、子供たちには松阪間税会独自で賞を設け、松阪税務署長の他、松阪市長にも協力いただいています。研修旅行や税務署長の講演会の他、広報活動もしていますが、その際、青年部の会員が緑の服をまとった「イータックスボーイズ」や女性部で結成された白いジャンパーの「マイナレディーズ」が登場し、活動を盛り上げています。

4. 今後における事業活動を中心とした会の活動方針

- ・全間連の重点三大目標を着実に実行。会員一丸となって推進します。

松阪間税会 会長 黄瀬 稔



イータックスボーイズ&マイナレディーズ

間税会組織の現状

1 間税会の組織状況

平成29年4月1日現在の会員数は91,214名（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数89,031名に対し2,183名の増加となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。

各局間連の会員数の変動を見ますと、北陸間連を除いて10局間連は、増加しました。

2 過去5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみますと、平成13年度からは減少に転じてきましたが、平成26年度以降は「会員増強」が全間連の最重点施策の一つとされたこともあって、平成27年4月1日以降の会員数は別表2のとおり増加に転じています。

アンケート集計結果報告

I 調査目的

全国間税会総連合会(以下「全間連」という。)では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月末の全間連常任理事会において承認された「平成29年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」を財務省及び国税庁へ提出したほか、自民党及び民進党が開催したヒアリングにも出席し、同要望書に記載されている主要な事項について説明してきたところです。

全間連では、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性(所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向)の緩和策については、従来から、軽減税率制度には、

- ① その対象選定に合理的基準を見出すことが困難である上、
 - ② 負担軽減額から見れば、むしろ高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないほか、
 - ③ 事業者の事務負担も増加するなど、
- 様々な問題があることから、導入に強く反対するとともに、低所得者対策については「給付付き税額控除制度」で対応するよう求めてきたところです。

しかしながら、政府与党は、平成31年10月1日から消費税率の10%への再引上げと併せて、「酒類及び外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象とした軽減税率を導入することとしております。

また、毎年、実施しております「消費税等に関するアンケート調査」は、会員と全間連をつなぐ重要な行事の一つになっており、税制や税務執行に関する要望等のみならず、間税会の運営等に関する意見・要望を聴取する貴重な機会にもなっております。

以上のような観点から、次に掲げる設問事項について、会員の皆様の率直なお考えをお伺いするために、このアンケート調査を行いました。

II 設問事項

1 税率構造と逆進性の緩和策について

逆進性の緩和策については、「軽減税率の導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度」が

ありますが、全間連では、前述したように、軽減税率制度には様々な問題があることから、消費税率は単一税率とし、逆進性対策については「給付付き税額控除制度」によるよう強く求めてきたところです。

そのような中、政府与党は、平成31年10月から消費税率の10%への再引上げと、「飲食料品」と「新聞」を対象とした軽減税率制度を導入することとしており、これまで全間連が提言してきた考え方と大きく異なる結果となっております。

しかしながら、軽減税率制度の実施時期までには、かなりの時間があることや、軽減税率の対象選定に対して様々な批判がなされていることに鑑み、今回のアンケート調査に当たっては、平成31年10月から導入することとされている軽減税率制度を踏まえ、会員の皆様が軽減税率制度や逆進性の緩和策(低所得者対策)について、どのように考えておられるのか、また、前回調査と比べてどのような変化があるのかを調査し、今後の税制等に関する提言書の作成の参考に資するため、会員の皆様のお考えをお聞かせください。

【軽減税率の対象選定に対する主な批判】

- ・ 飲食料品に加えて新聞も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判
- ・ 軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった批判など

2 上記の設問以外の税制や税務執行に関し、また、間税会の運営などについてのご意見、ご要望などがありましたら、何でも結構ですでお聞かせください。

III 回答率

アンケート用紙の配付枚数15,000枚に対して回答数は11,186枚であり、その回答率は74.6%であった(別紙1参照)。

これは、平成28年度の回答数に比べ401枚増加し、回答率も71.9%から74.6%と2.7ポイント増加した。

IV 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりであります。(別紙2参照)。

1 「税率構造」に関すること

- (1) 「①の単一税率に戻すべきである」と回答した者が、前年度の調査結果とほぼ同じ49.0%（前年度48.3%）となっており、概ね半数を占めているものの、局間連別の割合を見ると、大阪の71.9%から関東信越の42.5%となっており、局間連によってかなりの開きがあります。
- (2) 男女別で見ても、男性の53.6%（前年度52.7%）の方々が、また、女性の39.5%（前年度38.8%）の方々が、単一税率を望んでおり、前年度の調査結果とほぼ同様の傾向になっているものの、女性（22.4%）の場合は、男性（17.7%）に比べて、軽減税率の導入に賛同する方々の割合が高くなっています。
- (3) 事業者・消費者別で見ても、事業者の53.7%（前年度57.1%）の方々が、また、消費者の36.3%（前年度40.6%）の方々が、単一税率に戻すことを要望していますが、事業者及び消費者ともに前年度の調査結果より割合が減少しているとともに、消費者（25.7%）の場合は、事業者（17.2%）に比べて、軽減税率制度の導入に賛同する方々の割合が高くなっています。

2 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」に関すること

- (1) 「②の給付付き税額控除制度により対応すべきである」と回答した者が32.8%（前年度31.7%）と四国を除き最も多くなっていますが、「①の軽減税率の導入で対応すべき」及び

「④の特に配慮する必要はない」と回答した割合も、それぞれ全体の約2割を占めています。

- (2) 男女別に見た場合でも、「②の給付付き税額控除制度」を求める割合が最も多くなっていますが、女性（27.3%）の割合は男性（35.3%）に比べて8%も低く、その分「⑤の分からない」と回答した方々の割合が全体の21.9%（前年度20.1%）を占めており、前年度の調査結果とほぼ同様の結果となっています。

- (3) 事業者・消費者別に見た場合でも、「②の給付付き税額控除制度」を求める割合が最も多くなっていますが、前年度の調査結果とほぼ同様に、消費者（28.6%）の割合は事業者（34.9%）に比べて約6%も低くなっており、その分「⑤の分からない」と回答した方々の割合が全体の19.7%（前年度17.7%）を占めており、女性と消費者の方々が判断に迷っていることが伺えます。

別紙2 消費税等に関するアンケート調査集計結果

	回答数 (人)	割合 (%)
1 税率構造に関すること		
①軽減税率の導入は反対であり、単一税率に戻すべきである。	5,484	49.0
②軽減税率の導入はやむを得ないが、その対象範囲の拡大には反対である。	2,458	22.0
③軽減税率の導入は賛成であり、その対象範囲は拡大していくべきである。	2,143	19.2
④分からない	981	8.8
⑤その他	111	1.0
⑥無回答	9	0.1
2 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」に関すること		
①軽減税率の導入により対応すべきである。	2,243	20.1
②軽減税率の導入に代えて、「給付付き税額控除制度」により対応すべきである。	3,664	32.8
③対象範囲を極力限定した「軽減税率制度」と「給付付き税額控除制度」との併用により対応すべきである。	1,342	112.0
④消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	2,232	20.0
⑤分からない	1,482	13.2
⑥その他	169	1.5
⑦無回答	54	0.5

別紙1 アンケート調査回答率

区分	平成29年			平成28年		
	配付数	回答数	回答率	配付数	回答数	回答率
東京	3,320	2,107	63.5	3,280	2,138	65.2
関東信越	3,300	3,423	103.7	3,260	3,223	98.9
大阪	100	57	57.0	100	54	54.0
北海道	780	582	74.6	800	660	82.5
仙台	610	451	73.9	600	578	96.3
東海	1,240	1,018	82.1	1,280	1,057	82.6
北陸	1,040	571	54.9	1,050	565	53.8
広島	1,490	813	54.6	1,450	664	45.8
四国	970	609	62.8	980	743	75.8
福岡	1,500	1,137	75.8	1,550	765	49.4
南九州	470	401	85.3	470	325	69.1
沖縄	80	17	21.3	80	13	16.3
業種	100	0	0.0	100	0	0.0
計	15,000	11,186	74.6	15,000	10,785	71.9

常任理事会の開催

去る7月27日(木)午後2時から東京・麹町 弘済会館において、常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部山寺消費税室長から、ご挨拶をいただきました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 第44回通常総会等の開催
- ② 平成29年度以降の全間連の最重点施策について
- ③ 平成28年度収支計算書(見込額)及び平成29年度収支計算書(案)
- ④ 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画(案)
- ⑤ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用等について
- ⑥ 「税の標語」の募集等について
- ⑦ 平成29年度税制改正について
- ⑧ 平成30年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)

正副会長会議の開催

去る7月27日(木)常任理事会に先立ち、正副会長会議が開催され、今後における全間連の運営について、幅広い観点から検討が行われました。

青年部役員会の開催

青年部は、去る6月28日(水)見学会(気象科学館)と役員会を開催し、第39回通常総会の開催及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

女性部役員会の開催

女性部は、去る6月21日(水)霞が関・東海大学校友会館において、役員会を開催し、第36回通常総会の開催及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

揮発油税中央セミナーの開催

第38回揮発油税中央セミナーは、6月14日(水)午前9時30分から東京・麹町 弘済会館において、石油精製、石油化学関係会社の揮発油税実務担当者を対象に、国税庁課税部消費税室山口智行諸税第一係長を講師として行われ、109名が受講しました。

全間連の租税教育活動を一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援してくださることになり、去る7月27日(木)に開催された常任理事会の席上において、木村幸俊理事長から大谷会長に対し、支援金(200万円)が贈呈されました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業は租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。



一般財団法人
大蔵財務協会
木村理事長

全間連の主な動き (29. 5. 15 ~ 9. 1)

5月15日(月)	全間連会報発行第139号	
5月18日(木)	広島局間連総会出席	広島
5月19日(金)	仙台局間連総会出席	仙台
5月26日(金)	広報委員会	事務局
6月6日(火)	北海道間連総会出席	札幌
6月8日(木)	東京局間連総会出席	東京
6月12日(月)	福岡局間連総会出席	福岡
6月13日(火)	東海間連総会出席	愛知
6月14日(水)	揮発油税中央セミナー	東京
6月15日(木)	関東信越間連総会出席	さいたま
6月16日(金)	北陸間連総会出席	金沢
6月21日(水)	女性部役員会、 国税庁幹部との意見交換会	東京
6月22日(木)	南九州間連総会出席	熊本
6月27日(火)	税制委員会	事務局
6月28日(水)	青年部見学会、役員会、 国税庁幹部との意見交換会	東京
7月3日(月)	企画会議	事務局
7月6日(木)	財務委員会	事務局
7月7日(金)	会務運営委員会	事務局
7月10日(月)	総務委員会	事務局
7月27日(木)	正副会長会議	東京
7月27日(木)	常任理事会	東京
8月25日(金)	企画会議	事務局
9月1日(金)	事務局長会議	事務局